（歩行補助車等の基準）

第一条　［略］

２　前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。

一　特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる乳母車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの

二　［略］

［３・４　略］

（移動用小型車の基準）

第一条の四　法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ　長さ　百二十センチメートル

ロ　幅　七十センチメートル

ハ　高さ　百二十センチメートル（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）

二　車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ　原動機として、電動機を用いること。

ロ　六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ　歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（原動機を用いる身体障害者用の車の基準）

第一条の五　法第二条第一項第十一号の四の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

２　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する身体障害者用の車を用いることができない者が用いる身体障害者用の車で、その大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

（遠隔操作型小型車の基準）

第一条の六　法第二条第一項第十一号の五の遠隔操作型小型車の車体の大きさ及び構造に係る内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ　長さ　百二十センチメートル

ロ　幅　七十センチメートル

ハ　高さ　百二十センチメートル（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ）

二　車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ　原動機として、電動機を用いること。

ロ　六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ　歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（歩行補助車等の基準）

第一条　［同上］

２　［同上］

一　特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの

二　［同上］

［３・４　同上］

［条を加える。］

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準）

第一条の四　法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

２　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

［条を加える。］